

## 広島大学旧理学部 1 号館の保存・活用に関する懇談会開催要綱

### (開催)

第 1 条 広島大学旧理学部 1 号館の保存・活用の方針の取りまとめにあたり、有識者や関係団体等から幅広い意見等を聴取し、保存・活用の方針に反映させることを目的として、広島大学旧理学部 1 号館（以下「旧理学部 1 号館」という。）の保存・活用に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

### (意見交換)

第 2 条 懇談会は、旧理学部 1 号館の保存・活用の方針(保存範囲や活用方策等)について意見交換を行う。

### (委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体及び関係機関に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (座長)

第 4 条 懇談会に、委員の互選により座長 1 人を置く。

- 2 座長は、懇談会を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 懇談会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 懇談会は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

### (庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、都市整備局都市機能調整部において処理する。

### (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、都市整備局長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 19 日から施行する。
- 2 この要綱は、懇談会としての役割を終えた日にその効力を失う。